



2023年5月12日

各位

会社名 株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 加藤 貞則  
(コード番号 5832 東証プライム市場)  
問合せ先 経営企画部長 剣持 直紀  
(TEL 086-223-3110)

## 取締役の報酬額の設定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関する議案を2023年6月23日開催予定の第1回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の報酬額の設定について

当社は、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、当社定款附則第2条第1項において、年額110百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、当社定款附則第2条第2項において、年額40百万円以内とすることを定めております。

本株主総会では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額350百万円以内（うち、確定金額報酬としての基本報酬の総額は年額240百万円以内、年度業績を重視した成果インセンティブの業績連動報酬（賞与）の総額は年額110百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額70百万円以内と設定することについて、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

#### 2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

##### (1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたしますとともに、本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

##### (2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の

総数は、年 100,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会による審議・答申を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員ならびに当社子銀行の株式会社中国銀行（以下「中国銀行」）の取締役および取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

本制度導入に伴い、中国銀行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を割当対象者とする株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の新規発行は行わないものといたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】 TEL : 086-223-3110

秘書室 廣井